

原議保存期間	10年（令和13年3月31日まで）
有効期間	一種（令和8年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
（参考送付先）

警察庁丁運発第229号、丁交企発第318号  
令和2年12月24日  
警察庁交通局運転免許課長  
警察庁交通局交通企画課長

警察大学校交通教養部長  
科学警察研究所交通科学部長

自動車安全運転センターが実施する安全運転管理（5日）課程の研修を修了した者に対する運転適性検査・指導者資格者証の交付要領等について（通達）

自動車安全運転センターが実施する安全運転管理（5日）課程の研修を修了した者に対する運転適性検査・指導者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付については、原則として、交付を受けようとする者が、警視総監又は道府県警察本部長に対して、申請書及び当該課程に係る修了証書を提出して申請することによるが、申請者の負担軽減の観点から「自動車安全運転センターが実施する安全運転管理（5日）課程の研修を修了した者に対する運転適性検査・指導者資格者証の交付要領等について（通達）」（平成31年3月27日付け警察庁丁運発第59号、丁交企発第86号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、現在、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）等を踏まえ、政府を挙げて、国民や事業者等に対する押印又は署名（以下「押印等」という。）を必要とする規制の見直しを行うこととされているため、今般、旧通達においても、申請書等の押印等を廃止するなどの改正を行うこととしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

## 記

### 1 申請書及び添付書類

申請者は、「運転適性検査・指導者資格者証交付申請書」（別紙1）を自動車安全運転センター安全運転中央研修所長（以下「所長」という。）に提出する。所長は、「安全運転管理（5日）課程修了者について」（別紙2）を申請書に添付した上で申請者の住所地を管轄する警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に、研修終了後、遅滞なく関係書類を送付す

る。

## 2 資格者証等の交付方法

警察本部長は、申請者に対して、申請書到着の日からおおむね2週間以内に郵送等により資格者証及び運転適性検査・指導の実施上の留意事項に係る書類等を交付すること。

## 3 その他

「性格等に関する運転適性検査の積極的な活用について（通達）」（平成31年3月27日付け警察庁丙運発第11号、丙交企発第50号）の別添「運転適性検査・指導者養成要領」1(4)に該当する者は、(1)アに該当していることを要する。

別紙 1

運転適性検査・指導者資格者証交付申請書		年 月 日
警 視 総 監 殿 警察本部長		申請者 氏 名
私は、運転適性検査・指導者資格者証の交付を申請します。		
氏 名 、 生 年 月 日		<small>ふりがな</small> 氏 名  年 月 日生 ( 歳)
住 所		〒
勤務先	会社、事業所名	電話
	所 在 地	〒
	職 名	
運転適性検査・指導者資格者証交付申請事由		自動車安全運転センターが実施する安全運転管理（5日）課程を修了した者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

自安セ中研所長発第 号  
年 月 日

警 視 総 監 殿  
警察本部長

自動車安全運転センター  
安全運転中央研修所長

安全運転管理（5日）課程修了者について

下記の者は、自動車安全運転センター安全運転中央研修所におけるみだしの課程を修了したので、関係書類を添えて通知します。

記

1 研修修了者等

修了者の 氏名、生年月日	年 月 日生（ 歳）		
修了課程	第 期 安全運転管理（5日）課程 （自 年 月 日 至 年 月 日）		
運転適性検査 （73-1） 実施結果	検査実施年月日	年 月 日	
	総合判定値	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	
	精神的活動性	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	

2 添付書類

- (1) 上記の者に係る入所者履歴表 1通  
(2) 上記の課程の修了証の写し 1通  
(3) 運転適性診断票（73-1） 1通

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。